

1. 原子力・エネルギー政策の見直し（エネルギー基本計画の具体策検討）

＜原子力エネルギー関連＞

- (1) 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 原子力小委員会  
第11回【12月24日開催】

各分野の有識者により福島復興再生の取組、原子力依存度低減の課題、安全性向上の追求、競争環境下における原子力事業等のあり方等について検討を行う。

第11回ではこれまでの委員意見を踏まえた中間整理修正案について議論し、中間整理がまとめられ公表した。＜別紙1＞

- (2) 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会  
自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ（第4回）【1月8日開催】

原子力小委員会の傘下に設置したワーキンググループ。廃炉を含めた軽水炉の安全技術・人材維持等について関係者毎の役割を明確化したロードマップを作成するとともに、産業界が行う自主的安全性向上に係る取組を共有し改善策の取りまとめ等を行う。

第4回では、軽水炉の安全技術と人材ロードマップ等について議論。

- (3) 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会  
制度設計ワーキンググループ（第11回）【12月24日開催】

電力システム改革の具体的な制度設計に関する検討・審議を行うためのワーキンググループ。

第11回では広域的運営推進機関のルール、小売全面自由化、同時同量制度・インバランス制度に係る詳細制度設計等について議論。

- (4) 総合資源エネルギー調査会電気料金審査専門委員会  
廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ

（第4回）【12月17日開催】、（第5回）【1月14日開催】

原子炉の廃炉に係る現行の会計制度が、廃炉に必要な財務的な基盤を確保する上で適切なものとなっているかを検証し、必要に応じた見直しの検討を行う。

第4回では廃炉を円滑に進めるため小売自由化後も廃炉費用を電気料金に計上できる会計制度案等について議論。第5回では、廃炉を円滑に進めるための会計関連制度（取りまとめ案）について議論。

＜新エネルギー関連＞

- (1) 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会  
新エネルギー小委員会（第8回）【12月18日開催】

各分野の有識者により、地域間連携線の増強、固定価格買取制度、技術開発促進等の再生可能エネルギーの導入拡大のあり方について検討を行う。

第8回では、固定価格買取制度の運用見直し案について議論。

- (2) 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会  
新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ (第3回) 【12月16日開催】

電力会社による再生可能エネルギー発電固定価格買取制度の買取り保留を受け、中立的な専門家により、電力会社の接続可能量の検証、接続可能量の拡大方策等について審議を行う。

第3回では電力7社による接続可能量の算定結果及び拡大方策について議論。

- (3) 「再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度運用見直し等」についてのとりまとめ 【12月18日公表】

<とりまとめの主な概要>

- 新たな出力制御システムの下での再生可能エネルギーの最大限導入
    - (1) 出力制御の対象の見直し(500kW未満の太陽光・風力にも拡大)
    - (2) 年間30日無補償の出力抑制を太陽光年間360時間、風力同720時間に変更。
  - バランスのとれた再生可能エネルギー導入に向けた対応
    - ～地熱、水力は出力抑制の対象とせず原則受入れ
  - 今後の導入拡大策(蓄電池の導入支援、更なる系統活用・増強等)
  - 固定価格買取制度の運用見直し
    - (1) 太陽光発電に適用される調達価格の適正化(価格決定時期を接続申込時から接続契約時に変更等)
    - (2) 接続枠を確保したまま事業を開始しない「空押さえ」の防止(接続枠の解除を可能とする)
- ほか

上記の関連省令等改正案のパブコメを12月19日～翌1月9日までに実施しており、現在、取りまとめ中。

<省エネルギー関連>

- (1) 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会  
省エネルギー小委員会 (第8回) 【12月25日開催】

各分野の有識者により、デマンドリスポンス等需要抑制手法、省エネルギー技術開発等のあり方、指標設定等について検討を行う。

第8回では、これまでの議論の中間的整理案等について議論。

## 2. 高レベル放射性廃棄物の最終処分計画見直し

- (1) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会放射性廃棄物ワーキンググループ  
第14回 【12月16日開催】

昨年9月の最終処分関係閣僚会議で合意された、「科学的に適性が高いと考えられる最終処分候補地の具体的要件・基準等について専門家の更なる検討を

進めること」を踏まえ、昨年10月より本WGを再開。

第14回では地域における合意形成に向けた仕組みの整備等について議論。

- (2) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力小委員会 地層処分技術WG  
(第9回)【12月8日開催】、(第10回)【1月14日開催】

上記の放射性廃棄物ワーキンググループで検討している、「科学的に適性が高いと考えられる最終処分候補地の具体的要件・基準等」について、技術的観点から専門家により検討を行う。

第9回では、検討の進め方について、第10回では科学的有望地の要件・基準について議論。

### 3. 福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水処理対策

- (1) 廃炉汚染水対策福島評議会 (第6回)【1月7日開催】

廃炉・汚染水対策について地元関係者(自治体首長、商議所、農協、漁協他)へのさらなる情報提供・コミュニケーションの強化を図る。

第6回では廃炉・汚染水対策に関する情報提供・コミュニケーション、廃炉・汚染水対策の現状と今後の対応等について議論。

### 4. その他

- (1) エネルギーミックスを検討するための小委員会の設置【12月26日公表】

我が国のエネルギーミックスの検討を行うため、総合エネルギー調査会基本政策分科会の下に「長期エネルギー需給見通小委員会」を設置。また併せて、電源毎の発電コスト試算を行うため、本小委員会の下に「発電コスト検証ワーキンググループ」を設置することとし、委員メンバーを公表。

- (2) 表層型メタンハイドレート調査状況【12月25日公表】

平成25年度から調査している日本海の上越沖、隠岐周辺、秋田・山形沖等の海域において、表層型メタンハイドレートの存在の可能性がある構造が今年度までに971箇所確認。また、上越沖、秋田・山形沖の調査海域において実施した地質サンプル取得調査では、表層型メタンハイドレートを含む地質サンプルを取得。今後は別の海域のサンプル取得調査を実施する予定。

- (3) IAEAの運転安全評価チーム(OSART) ミッションを柏崎刈羽原子力発電所で実施することで合意【1月7日】

運転安全性の向上に関する取組の経験を世界に共有していく観点から、IAEAが実施しているプラントの運転安全評価レビューミッションを東京電力柏崎刈羽原発6、7号機で受け入れることとなった。日程や調査項目は今後調整。

(以上)

## 前回委員ご質問への回答

Q：前回定例会で「万が一事故が起きた場合には、政府は関係法令に基づき責任をもって対処」について提示された関係法令について、福島事故後どこが変わったのか。

### 【回答】

前回定例会で提示した「原子力災害対策特別措置法」と「原子力損害の賠償に関する法律」の条文のうち、福島事故後に追加されたのは下線部分です。

#### ○「原子力災害対策特別措置法」（平成11年12月制定）

（国の責務）

第四条 国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。

第四条の二 国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（平成24年6月追加）

#### ○「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年6月制定）

（国の措置）

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

（参考）

#### ○原子力損害賠償・廃炉支援機構法（平成23年8月制定）

（国の責務）

第二条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が前条の目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとする。

2 国は、廃炉等に関し前項の措置を講ずるに当たっては、放射性物質によって汚染された水による環境への悪影響の防止その他の環境の保全について特に配慮しなければならない。（平成26年5月追加）

（以上）

## 原子力小委員会の中間整理（概要）

## I. 総論 P2～（中間整理本文ページ）

- エネルギー基本計画に記載された課題を整理し、必要な措置の在り方を検討するため、本年6月より議論。政府は、この検討を踏まえて、必要な措置を具体化し、講じていくべき。
- エネルギーミックスは、各エネルギー源の位置付けを踏まえ、地球温暖化問題に関する国際的な議論の状況等を見極めて、速やかに示すべき。

## II. 福島第一原発事故の教訓 P3～

- 政府及び事業者など原発関係者全体が「安全神話」に陥っていた。事故再発の防止の努力を続けていかなければならない。
- 広く国際社会に開かれた形で技術を受け入れ、廃炉・汚染水対策を進める必要。
- 被災者の方々の心情に寄り添い、避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充、福島復興支援等を進めるべき。

## III. 我が国のエネルギー事情と原子力の位置付け P6～

- 我が国の地政学的な状況を考慮すると、再エネや原子力の活用により可能な限りエネルギー自給率を高めなければ、供給途絶の際に国家としての経済活動を維持できない。原子力は、エネルギーセキュリティを高めるためには、重要な選択肢。なお、安全性確保や放射性廃棄物の処分などに留意が必要。
- 温室効果ガス削減目標を検討していく中で、運転時に温室効果ガスを排出しない原子力が果たす役割は、再エネと同様、非常に大きい。
- 電力の安定供給のため、ベースロード電源（水力・地熱・原子力・石炭）を一定規模確保することが必要。原子力は「重要なベースロード電源」として活用していく。

## IV. 原発依存度低減の達成に向けた課題 P9～

- 廃炉に必要な分野の経験等が必要。また、廃炉するプラントの個々の設計・特徴に精通した人材がいることが望ましい。中長期的な視点の新たな人材育成が重要。
- 廃炉に伴って発生する放射性廃棄物は、規制基準の未整備部分は早急な策定が必要。また、工程に遅延が生じないように、事業者は処分地の確保に取り組むことが必要。

- 廃炉による一括の費用発生を理由に、事業者が廃炉を先送りしたり、安全・確実な廃炉が阻害されることのないよう、費用の計上を平準化する措置を講じることが必要。
- 廃炉に伴う立地市町村の経済・雇用・財政への影響を考慮し、電源立地地域対策交付金の制度趣旨（発電用施設の設置・運転の円滑化）を踏まえ、限られた国の財源の中で、稼働実績を踏まえた公平性の確保など既存の支援措置の見直し等と併せて、必要な対策の検討を進めるべき。
- 廃炉に見合う供給能力の取扱いを含めた原子力の将来像が明らかになっていなければ、事業者、立地自治体及び住民が廃炉の判断をしにくいという意見があった。

#### V. 原子力の自主的安全性の向上、技術・人材の維持・発展 P14～

- 米国では原子力産業の根幹が失われ、我が国の技術に依存せざるを得なくなったことを教訓に、我が国の中で必要な技術・人材を確保していかなければならない。
- 廃炉や海外のプラント建設・保守だけではカバーできない技術が多く存在する。質の高い技術・ノウハウが次世代に伝承されるよう、一定規模のサプライチェーンを確保しつつ、実プラントを通じた経験が可能となる環境を整備しなければならない。エネルギーミックスの検討に当たっては、十分留意すべき。
- 自主的安全性の向上、技術・人材は、当面、①軽水炉安全技術・人材ロードマップの策定、②産業界の自主的安全性向上にかかる取組の改善すべき内容の取りまとめ（以上、年度明け目処）を行う。さらに、高速炉を含めた次世代炉の研究開発の方向性も議論。

#### VI. 競争環境下における原子力事業の在り方 P18～

- 安全性を大前提としつつ、3Eの観点から、あるべきエネルギーミックスを達成することが、国全体のメリットとなる。自由化された市場において、各エネルギー源に対して適切な政策的措置を講じていくことが必要。
- 原子力事業については、その特徴や状況変化を踏まえ、事業の予見性を高め、民間事業者が主体的に事業を行うことができるよう、必要な政策措置を講ずることが必要。
- 具体的には、①事業者の損益を平準化し、安定的な資金の回収・確保を図るなど財務・会計面のリスクを合理的な範囲とする措置を講じる（再掲）とともに、②競争環境下における核燃料サイクル事業について、各事業者からの資金拠出の在り方等を検証し、必要な措置を講じていく。

- その他の原賠制度の見直し、運転延長の申請時期の見直しなどは、関係機関が相互に連携し、課題の解決に向け取り組むべき。
- 事業実施主体の体制面の効率化・強化も必要。資産の有効活用、人材集積、財務健全化を目指した体制作りが期待される。

#### VII. 使用済燃料問題の解決に向けた取組と核燃料サイクル政策の推進 P24～

- 使用済燃料の貯蔵施設は、各電気事業者の積極的な取組や、電気事業者間の共同・連携による事業推進、政府の取組強化について具体的に検討。
- 中長期的な視点から、核燃料サイクル事業を安定的に進めるための体制、官民の役割分担、必要な政策的措置、時間軸等について、専門的な視点を踏まえた現実的な検討が必要。
- 最終処分は、国が科学的により適性が高い地域を示す等により立地への理解を求めるべき。その際、多様な立場の住民が参画する地域の合意形成の仕組みが必要。そのため、①科学的有望地の選定の要件・基準等、②地域に対する支援の在り方等の更なる具体化等を議論。

#### VIII. 世界の原子力平和利用への貢献 P29～

- 福島事故の知見と教訓を広く国際社会に共有していくとともに、安全性を高めた資機材や技術の輸出等も通じて世界の安全向上に貢献していくべき方向性を確認する。
- このような観点から、原発輸出にあたっては、オペレーション・人材育成・安全規制等の基盤制度整備により積極的に関わっていく方策を検討。

#### IX. 国民・自治体との信頼関係構築 P33～

- 国民の原子力政策に対する不信や事業者への信頼失墜を真摯に受け止め、
  - ①「結論ありき」でなく、科学的・客観的な情報提供を行っていくこと。
  - ②エネルギー政策の観点から原子力の位置付けについて、国民に説得力のある議論を行っていくこと。
  - ③立地自治体や住民の貢献を踏まえ、全国的な理解を深めること。
- 限られた国の財源の中で、電源立地地域対策交付金の制度趣旨や現状を認識し、既存の支援措置の見直し等と併せて、必要な対策について検討を進め、将来に向けたバランスの取れた展望を描いていくべき。